

水洗化をサポートします！

「排水設備設置資金融資あっせん」及び「利子補給」制度のご案内

市では、皆様の下水道への接続工事等をサポートするため、低金利の融資あっせん及び、利子補給を実施しています。

◎貸付限度額

- ・一戸建ての建築物 100万円
- ・共同住宅や2戸以上の構造を持つ建築物 300万円
(水洗トイレを設置する戸数 1戸につき50万円まで)



◎融資利率

毎年、市と融資機関とで協議し決定します。令和8年度の利率は3.40%です。(社会福祉協議会の生活福祉資金借入の場合は1.50%)

◎償還及び利子補給について

- ・5年以内の毎月元金均等償還です。(社会福祉協議会は7年以内)
- ・年度末にその年度分の利子を申請者へ補助します。

利子(利息)の計算方法

利子額 = 借入残高 × 利率 × 借入期間

利率3.40%で100万円を借り入れし、5年間(60月)で毎月返済した場合の利子は、合計で約86,000円程度となります。毎年3月にその年度中に支払った分の利子を市から申請者へ補給いたします。

◎取り扱い融資機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫、東北労働金庫、いわて平泉農業協同組合(取扱は一関市内にある本店及び各支店)、岩手県社会福祉協議会(取扱いは一関市社会福祉協議会)

◎申請について

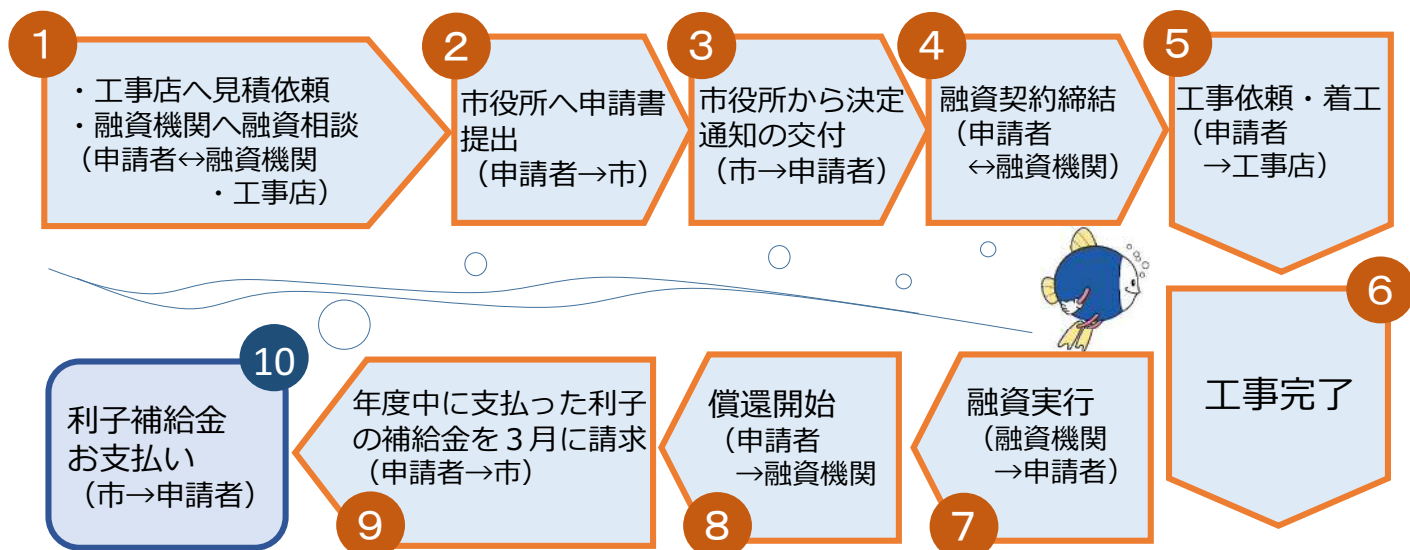
本制度を利用される場合は、**必ず排水設備工事を始める前に**、各融資機関へご相談のうえ、本庁下水道課または東部上下水道課へ申請書を提出してください。**(工事着工後の受付はできませんので、ご注意願います)**

※なお、本制度以外にも、中小企業者が排水設備を整備する場合に対象となる融資あっせん及び利子補給制度がございます。詳細はお問合せください。

制度利用の流れや必要書類等詳しくは裏面をご覧ください。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

一関市役所 本庁 下水道課 21-8572
千厩支所 東部上下水道課 53-3970

制度利用の流れ



※以後、完済まで
⑨⑩を毎年行う

※必ず工事の着工前に融資機関へご相談ください

対象者及び対象経費

(対象者)

建築物の所有者又は使用者で、市税、下水道事業・農業集落排水事業に係る受益者負担金・分担金を滞納していない方、以下の工事を行う方

(対象工事)

1. 排水設備設置工事

- (1) 屋内排水設備工事 (便器・排水管・トラップ・ストレーナ・掃除口・阻集器・排水槽・間接排水・通気管等の設置工事)
- (2) 屋外排水設備工事 (排水管・汚水ます・インバート・掃除口等の設置工事)
- (3) 除害施設設置工事 (有害物質を除去する除害施設の設置工事)
- (4) 水洗便所改造工事 (便器・便槽の撤去工事、水道工事、電気工事、排水管工事、床・内装工事(床及び内装は、工事に伴う必要最小限の範囲とする))

2. 附帯工事

- (1) 浄化槽本体・ブローアー・電気配線の撤去工事
- (2) 浄化槽へ流入する排水管の切り替え工事
- (3) コンクリート等の復旧工事
- (4) 排水管の付け替え工事
- (5) 水道管・ガス管・電気配管等の移設工事
- (6) 障害物の撤去、移設工事

申請に必要な書類

○排水設備設置資金融資あっせん申請書 (指定様式)

○添付書類

(申請人)

- 1 市税等の納税証明書
- 2 申請人が使用者の場合は、建築物の所有者の工事承諾書 (任意様式)
- 3 前年の所得を証明する書類 (所得課税証明書等)
- 4 印鑑登録証明書
- 5 排水設備工事図面 (平面図・縦断面図・配管立図)

(連帯保証人)

- 1 前年の所得を証明する書類 (所得課税証明書等)
- 2 印鑑登録証明書